

諮問書

佐市農環第164号

令和4年6月24日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀 様

佐賀市長 坂井 英隆 印



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

国営筑後川下流佐賀土地改良事業及び国営佐賀中部土地改良事業の調査に係る資料
の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 使用目的

国営土地改良事業計画書の作成において、受益面積の整理、経済効果算定及び環境
配慮計画の作成が必要であり、これら調査に係る基礎資料として使用するため

3 本人外収集及び外部提供を行う個人情報

土地（地目等）情報に伴う所有者や耕作者の住所氏名、営農状況等
必要な資料名は以下とおり

- ・地番図データ、農地基本台帳、経営所得安定対策に係る作付実績データ、人・農
地プラン等（別紙のとおり）

4 本人外収集及び外部提供を行う時期

審査会の終了後から情報提供終了まで

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

資料1 のとおり

6 その他資料

資料2 のとおり（依頼文・事業概要）

7 所管課

農林水産部農村環境課

8 個人情報提供先

農林水産省九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

(個人情報を含む資料の利用目的)

個人情報を含む提供依頼資料の利用目的について

1. 農地基本台帳

事業計画に必要な最新の受益面積、土地利用状況、権利者数（農家戸数）を筆ごとに調査するために使用します。農地基本台帳に含まれる氏名等の個人情報については、地区毎の権利者数の調査確認を目的としており、事業計画書及び関連する資料に権利者名等の個人情報を示すことはありません。

2. 地番図データ

事業計画に必要な最新の受益面積の調査や事業計画平面図を作成するために、地番図データと農地基本台帳における筆データをつなぎ、事業地区における筆の地図上の位置を調査し、地図情報データとして整理します。この地図情報データを活用して、事業地区を地目毎や整備対象施設毎の受益範囲等に分類し、地図上にて整理することが可能となります。なお、1.と同様に、事業計画書及び関連する資料に個人情報を示すことはありません。

3. 経営所得安定対策に係る作付実績データ

本データに示される最近5か年の筆ごとの作付作物と作付面積を基に、事業計画に必要な現況作物別作付面積を調査するために使用します。なお、1.と同様に、事業計画書及び関連する資料に個人情報を示すことはありません。

4. 人・農地プラン

事業計画を整理するにあたり、担い手（中心経営体）への農地集積割合を示す必要があるため、本資料により担い手（中心経営体）数及び担い手への農地集積面積や割合を調査するために使用します。なお、1.と同様に、事業計画書及び関連する資料に担い手名等の個人情報を示すことはありません。

令和4年6月

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所

4 九 北 第 157 号
令和 4 年 6 月 14 日

佐賀市長
坂井 英隆 様

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所長
横田 憲一郎



国営筑後川下流佐賀土地改良事業及び国営佐賀中部土地改良事業の実施に向けた調査に係る資料の提供について（依頼）

日頃より国営土地改良事業に特段の御高配をいただき、誠にありがとうございます。
当事務所では、国営筑後川下流佐賀土地改良事業及び国営佐賀中部土地改良事業の実施に向けた調査において、受益面積調査、効用調査、環境配慮調査を実施しております。
これらの調査にあたり、貴市が保有する下記資料が不可欠でありますので、下記により資料の提供等をお願い申し上げます。
なお、提供いただきました個人情報に関しては、適正に取り扱い、目的外には使用しないことを申し添えます。

記

1. 必要資料、対象範囲
別紙のとおり

2. 使用目的
国営土地改良事業計画書の作成において、受益面積の整理、経済効果算定及び環境配慮計画の作成が必要であり、これら調査に係る基礎資料として使用するため

3. 提供方法
電子データ 地番図データ (Shape 形式)
農地基本台帳、作付実績データ、市管理施設の維持管理費、人・農地プラン (Excel 形式)
その他資料 (PDF 形式)
なお、提供されたデータについては、使用後に返却又は破棄する。

【担当者】

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所
調査課 調査第1係長 廣海 直
TEL : 0942-27-2160
E-mail : sunao_hiromi320@maff.go.jp

(別紙)

1. 必要資料

調査項目	資料名	内容
受益面積調査	農地基本台帳	・必要な項目は(別紙) 3. のとおり
	地番図データ	・GIS用の筆データ(shape形式)
効用調査	作付実績データ	・経営所得安定対策に係る作付実績データ。(直近5カ年・平成29年～令和3年) ・筆別の作付作物、作付面積が整理されたもの。(可能な限り、表作・裏作の別が分かるもの)
	市管理施設の維持管理計画書	・最新時点版 ・当該地域に係る市管理施設のもの。
	市管理施設の維持管理費	・直近5カ年(平成29年～令和3年) ・維持管理計画書に掲載されている市管理施設の維持管理費(支出実績額)
	農業振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画書 ・水田収益力強化ビジョン ・農業経営基盤強化促進基本構想 ・酪農肉用牛近代化計画書 ・人・農地プラン ・その他(貴市で策定されている農業振興計画)
環境配慮調査	田園環境整備マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・最新時点版 ・旧市町村別となっている場合は、関係する旧市町村のもの。

2. 対象範囲

旧佐賀市、旧諸富町、旧大和町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の全域

(別紙)

3. 農地基本台帳の必要項目

区分	項 目	記 載 内 容 等
土 地 情 報	所在地名称 (地域の名称)	佐賀県〇〇市 (佐賀県〇〇市△△番地・・・)
	大字名	
	小字名	
	本番	
	枝番	
	係番	
	登記地目	
	現況地目	
	登記面積	
	現況面積	
	用途地目	現況の詳細地目 (水田、普通畑、樹園地 等)
	農振法区分名称	農振区域内、農振区域外、農用地区内 等
	都市計画法区分名称	都市計画区域外、用途区域 等
	権利名称 (利用権等)	賃借権設定、使用貸借権、時効取得、所有権 等
	法令名称	基盤強化促進法、4 条県許可、非農用地証明 等
開始日		
終了日		
関 係 者 情 報	所有者の氏名	
	所有者のフリガナ	
	所有者の住所	
	耕作者の氏名	
	耕作者のフリガナ	
	耕作者の住所	
	所有 (者)	個人有、共有、法人有、公有 等
	相続	法定相続人 等

注) 住所に甲乙等の記載がある場合は、項目を追加する。

また、現況の地目及び地積の整理のため、住所に ab等の記載がある場合も項目追加する。

令和 4 年 6 月 21 日
北部九州土地改良調査管理事務所

国営筑後川下流佐賀土地改良事業及び国営佐賀中部土地改良事業の概要

1. 事業概要

本地域は、佐賀県南部から東部に広がる佐賀平野のほぼ中央に位置する水田地帯であり、水稻を中心に、麦、大豆、野菜などを組み合わせた農業経営が展開されている。

本地域の農業水利施設は、国営土地改良事業等により整備され、農業用水の安定供給と適切な排水管理に寄与している。

しかしながら、これら施設は経年劣化等による機能低下が生じていることから、地域の営農に支障を来すおそれがある。

このため、老朽化等により機能低下した施設について「国営筑後川下流佐賀土地改良事業」及び「国営佐賀中部土地改良事業」により改修等を実施することで、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

【事業構想】

- 国営筑後川下流佐賀土地改良事業：水管理システムの改修
- 国営佐賀中部土地改良事業：頭首工、排水機場、用排水路の改修



地域の営農状況 (田植え、アスパラガス、れんこん)



排水機場ポンプの破損

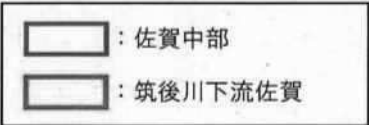
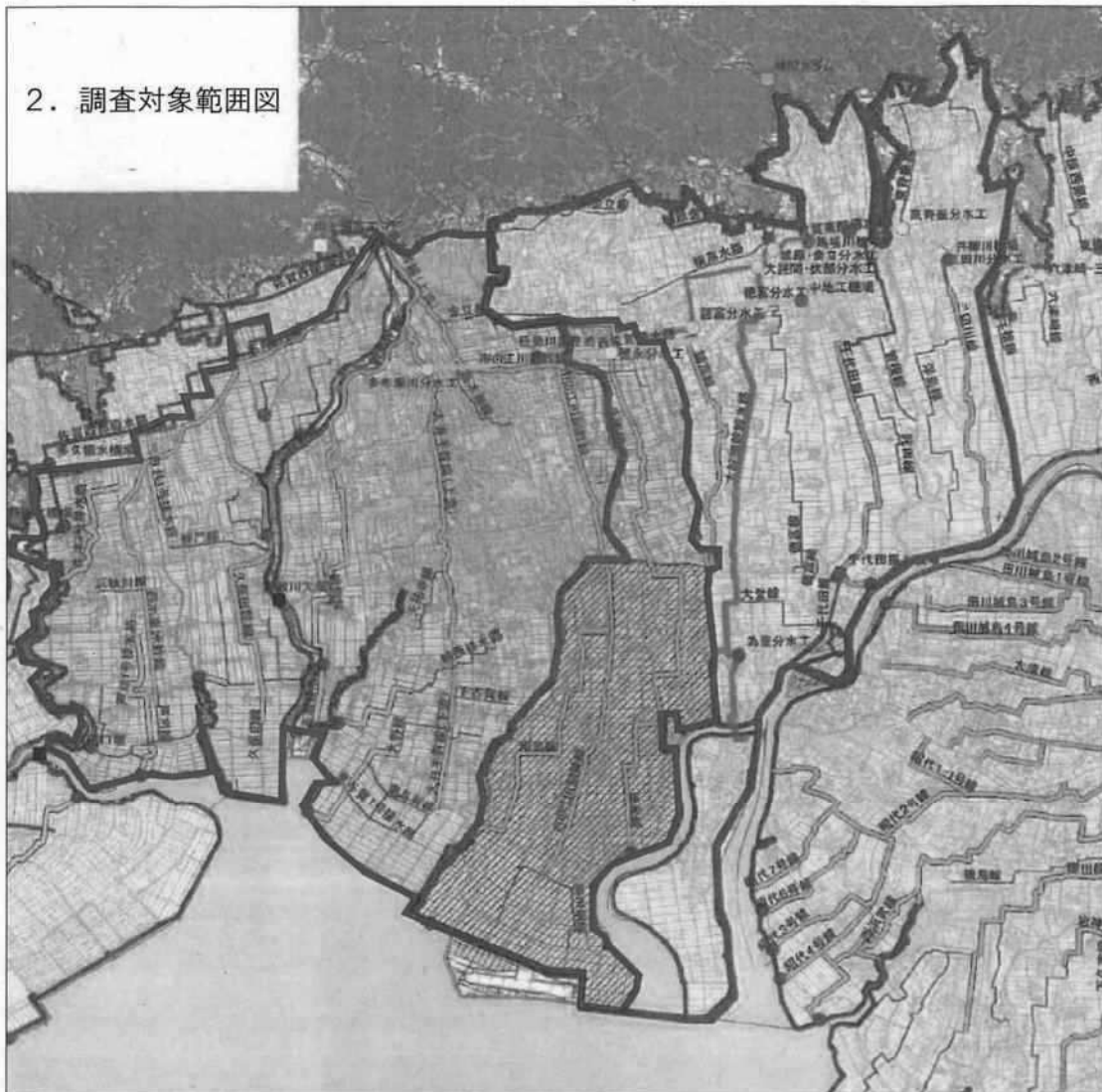


水路ゲートの劣化



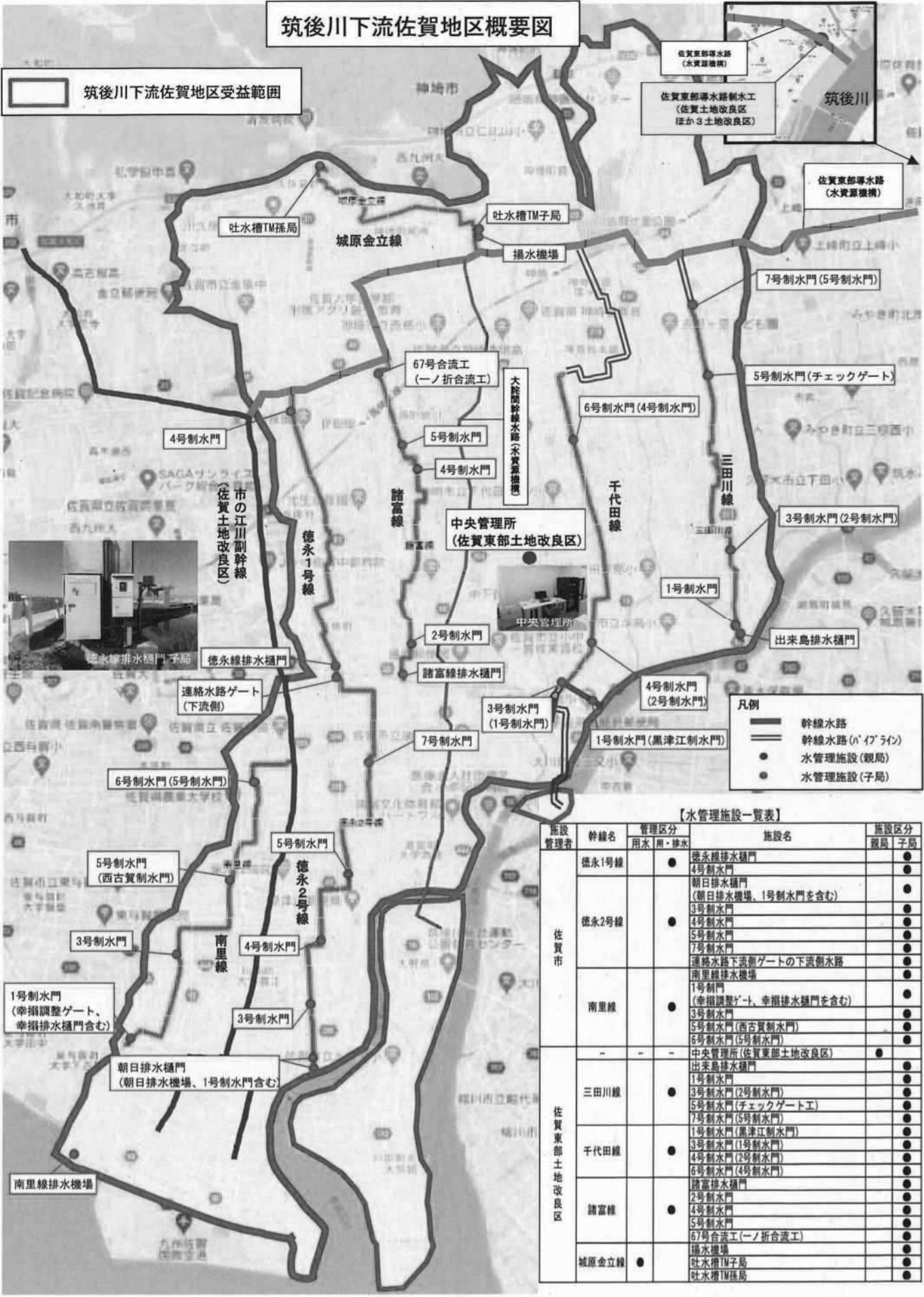
水管理システムの故障、
FOMA 終了による通信不能

2. 調査対象範囲図



筑後川下流佐賀地区概要図

筑後川下流佐賀地区受益範囲

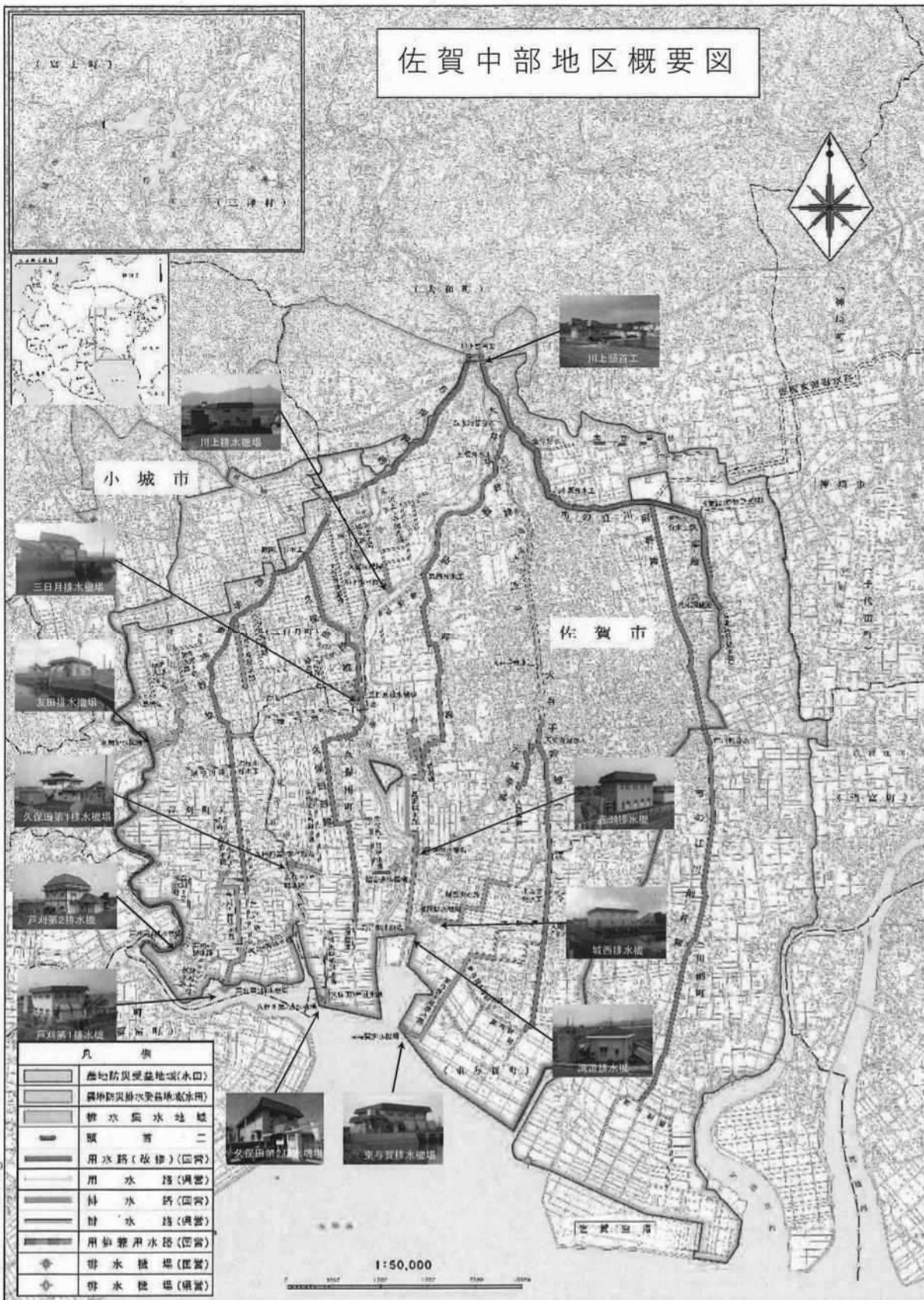


凡例
 〰 幹線水路
 〰 幹線水路(ハ'イライン)
 ● 水管理施設(親局)
 ● 水管理施設(子局)

【水管理施設一覧表】

施設管理者	幹線名	管理区分 用水・排水	施設名	
			親局	子局
佐賀市	徳永1号線	●	徳永線排水樋門	●
			4号制水門	●
	徳永2号線	●	朝日排水樋門 (朝日排水機場、1号制水門を含む)	●
			3号制水門	●
			4号制水門	●
			5号制水門	●
			7号制水門	●
	南里線	●	連絡水路下流側ゲートの下流側水路	●
			南里線排水機場	●
			1号制門 (幸摺調整ゲート、幸摺排水樋門を含む)	●
佐賀東部土地改良区	-	-	中央管理所(佐賀東部土地改良区)	●
			出来島排水樋門	●
			1号制水門	●
			3号制水門(2号制水門)	●
			7号制水門(5号制水門)	●
三田川線	●	-	1号制水門	●
			3号制水門(2号制水門)	●
			5号制水門(チェックゲート工)	●
			7号制水門(5号制水門)	●
			1号制水門(黒津江制水門)	●
千代田線	●	-	3号制水門(1号制水門)	●
			4号制水門(2号制水門)	●
			6号制水門(4号制水門)	●
			1号制水門(黒津江制水門)	●
諸富線	●	-	諸富排水樋門	●
			2号制水門	●
			4号制水門	●
			5号制水門	●
			67号合流工(一ノ折合流工)	●
城原金立線	●	-	揚水機場	●
			吐水槽TM子局	●
			吐水槽TM孫局	●
			吐水槽TM子局	●

佐賀中部地区概要図



凡 例	
	氾濫防災受益地域(水口)
	氾濫防災受益地域(水取)
	取水幹線
	用水路(枝線)(国営)
	用水路(枝線)(県営)
	排水路(国営)
	排水路(県営)
	用排水路(国営)
	用水路(県営)
	排水機場(国営)
	排水機場(県営)